

～ 「坂城町ワイナリー形成事業」プロジェクト ～

所在: 坂城町

取組主体: 坂城町農業支援センター

取組開始時期: 平成24年

取組分類: 行政主導型

解消面積: 45 a(H24～)

導入作物: 醸造用ぶどう

販売先: 調整中

1. 取組のきっかけ・経緯

- ・坂城町では年間降雨量が少ないという気候風土を生かし、巨峰をはじめとしたぶどうの産地として発展してきた。
- ・栽培者の高齢化・後継者不足により増加する耕作放棄地対策のため、町は栽培の省力化と経営の安定化、高付加価値化が期待できる醸造ぶどう栽培とワイン醸造に着目し、醸造用ぶどう栽培の技術確立と周辺農家への醸造用ぶどう生産への意識の高揚を図るため、実証ほを設置した。
- ・町で公募した新規就農希望者(2人)の5年後の自立を目指して坂城町農業支援センターが中心となり生産技術、営農指導などの各種相談・支援を行った。



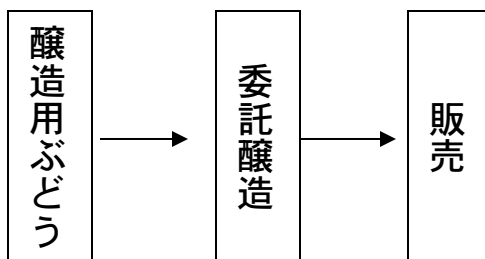
2. 取組内容(予定)

- H24 新規就農希望者と坂城町農業支援センターが中心となって町内の耕作放棄地を再生し、2ヶ所の実証ほを設置。
 耕作放棄地再生利用緊急対策を利用: 1ヶ所26a
 町単独で実施: 1ヶ所19a
 5品種の醸造用ぶどうを栽培し、独自性のある品種の選定、栽培技術の試験・検討を開始した。看板の設置により周辺農家への醸造用ぶどうに対する意識高揚及び醸成を図った。
- H25～ 検討結果を踏まえて、生産者・栽培ほ場の拡大、組織化へ向けた取組を推進する。
- H28～ 周辺ワイナリーとの連携の中で、最適な委託醸造先を選定。実証ほで収穫された醸造用ぶどうを用いて試験醸造を開始。ワインの販売先の検討。

取組主体による導入作物栽培面積	45 a
うち耕作放棄地の再生面積	45 a

3. 販売計画

- H29～ 委託醸造を開始。
 醸造したワインについては、町内飲食店で提供のほか、観光客等への販売を行う。



4. 将来構想(今後の展開方針)

- ・新幹線作業用トンネルを活用したワインカーブ、特区申請による最低醸造量の緩和及びワイナリー設置、町内企業や個人への事業参画、栽培面積の拡大などの条件整備を図りつつ、産業創成の核として段階的に取り組んでいく。
- ・2人の新規就農者を中心とする法人組織を設立する中で、産地化及び醸造施設の整備など6次産業化を目指す。
- ・ぶどう栽培管理機械・ワイン醸造用機械等についても坂城町内の企業で製造し、「坂城町産ワイン」として町全体でワイン産地としての発展を目指す。